

## 平成28年熊本地震による災害に係る政令指定について

閣議決定日	公布・施行日	指定した災害	根拠法律	指定の効果
4月25日	4月26日	「激甚災害」	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設、農地等の復旧に係る国庫補助率の嵩上げ</li> <li>・中小企業者への災害復旧貸付に係る特例 等</li> </ul>
4月28日	5月2日	「特定非常災害」	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政上の権利利益の満了日の延長</li> <li>・期限内に履行されなかった行政上の義務の不履行に係る免責</li> <li>・法人の破産手続開始の決定の特例</li> <li>・相続の承認又は放棄すべき期間の延長</li> </ul>
5月10日	5月13日	「非常災害」	大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設等の災害復旧事業等の国等による代行</li> </ul>

## 平成28年熊本地震による災害に係る災害救助法・被災者生活再建支援法の適用について

適用日	根拠法律	適用の効果
4月14日	災害救助法(昭和22年法律第118号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が市町村ごとに災害救助法の適用を行い、応急救助の実施主体が市町村から都道府県へ移行</li> <li>・応急救助に要した費用を国と都道府県が負担</li> </ul>
4月14日	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災世帯主からの申請に基づき、被災者生活再建支援金を支給</li> </ul>